

戸隠山鳥獣保護区特別保護地区の概要

※下線部は前回（平成 25 年度）からの変更点

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

戸隠山鳥獣保護区

(2) 特別保護地区の区域

戸隠山鳥獣保護区のうち、長野市戸隠地区字汪峰地籍の戸隠山国有林と民有林の境界標柱庚 29 を起点とし、同境界を南西進し、同国有林と戸隠神社有地の境界線との交点に至り、同点から逆サ川を南西進し、同川と森林植物園に至る歩道との交点に至り、同歩道を南西進し、北信森林管理署所管第 1046 林班へ小班とロ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヌ小班とト小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ソ小班とレ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班カ小班とワ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ツ小班との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヨ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、同林班タ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、国有林と民有林の境界標柱庚 70 に至り、同点から同小班界を南東進し、境界標柱庚 108 に至り、同点から戸隠神社奥社山道を横断して同境界標柱 47 に至り、同点から同境界を北西進し、第 1028 林班と小班界との交点に至り、同点から同小班界を北東進し、同小班ヌ小班とト小班の林班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、同林班ハ小班とニ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、国有林と民有林の境界標柱庚 3 に至り、同点から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 187 ヘクタール）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

戸隠山鳥獣保護区は、長野市北西部にある戸隠山、飯縄山及び上水内郡信濃町の黒姫山に囲まれた区域で、ブナ・ミズナラ等の天然広葉樹及びモミ・ツガ等の針葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類を始め多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも戸隠森林植物園周辺の区域は鳥類の種類が豊富で、野鳥観察会などが頻繁に行われており、鳥獣保護思想の先進的地域である点からも特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は戸隠山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、**戸隠森林植物園ボランティアの会**や関係自治体、地域住民などと連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 187 h a

内訳

ア 形態別内訳

林 野 187 h a

イ 所有者別内訳

国有地 174 h a

{	国有林	{	林野庁所管	174 ha	{	制限林	174 ha	{	保安林	174 ha
			文部科学省所管	- ha		普通林	- ha		(水源かん養、保健保安林)	
			(以下所管省庁別に記載)			砂防指定地	- ha			
{		(国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載))								

市町村有地等 - ha

私有地等 13 ha

公有水面 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 (妙高戸隠連山国立公園)	187 ha	}	特別保護地区	— ha
			特別地域	187 ha
			普通地域	— ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長野県長野市北西部及び上水内郡信濃町西部に位置し、妙高戸隠連山国立公園として指定されている。

イ 地形、地質等

戸隠山、飯縄山及び黒姫山に囲まれた標高 960 メートルから約 2,000 メートルに至る斜面であり、特に戸隠山東面は急峻な地形となっている。

ウ 植物相の概要

ブナ、ミズナラ等の広葉樹、モミ、ツガ等の針葉樹などが豊富である。

エ 動物相の概要

鳥類は、イヌワシ、オオタカ、シジュウカラ類、オオルリ、シロハラ、猛禽類等をはじめ多くの種類が生息している。

獣類は、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類から、ニホンザル、キツネ、ニホンリスなどの中小型獣類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類（主なもの）

○イヌワシ(天然記念物)、○オオタカ、キジバト、アリスイ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヒヨドリ、モズ、ミソサザイ、アカハラ、ウグイス、キビタキ、エナガ、ヒガラ、キバシリ、クロジ、アトリ、イカル、ハシブトガラス、カケスカシラダカ、ヤマガラ、○シジュウカラ、ゴジュウカラ

イ 獣類

○ツキノワグマ、○ニホンジカ、○ニホンカモシカ(特別天然記念物)、○イノシシ、○タヌキ、○キツネ、イタチ、テン、アナグマ、○ニホンザル、ノウサギ、○ニホンリス、ムササビ

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

別表のとおり

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

①特別保護地区用制札 2 本

別表1 戸隠山（特別地区）（長野市戸隠）

【令和元年度】

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整を含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
イノシシ	水稲、果樹、野菜、豆類		15,416	20	1,347	340
ニホンジカ	〃		11,068	18	1,057	296
ハクビシン	水稲、果樹、野菜、豆類		5,892	35	346	32
ニホンザル	水稲、果樹、野菜、豆類		4,222	4	88	—
ツキノワグマ	果樹、トウモロコシ		2,735	30	35	3
カラス類	水稲、果樹、野菜		14,877	34	10	56
スズメ	水稲、雑穀、豆類		3,659	34	—	172
ムクドリ	果樹、豆類		2,280	34	—	46

【令和2年度】

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整を含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
イノシシ	水稲、果樹、野菜、豆類		9,070	24	568	185
ニホンジカ	〃		11,529	17	1,228	394
ハクビシン	水稲、果樹、野菜、豆類		6,105	33	380	24
ニホンザル	水稲、果樹、野菜、豆類		5,105	5	128	—
ツキノワグマ	果樹、トウモロコシ		2,735	26	40	1
カラス類	水稲、果樹、野菜		16,234	29	126	49
スズメ	水稲、雑穀、豆類		3,796	29	—	247
ムクドリ	果樹、豆類		3,438	29	—	54

【令和3年度】

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整を含む)		狩猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
イノシシ	水稲、果樹、野菜、豆類		9,584	20	550	175
ニホンジカ	〃		13,127	17	1,509	411
ハクビシン	水稲、果樹、野菜、豆類		6,243	10	314	18
ニホンザル	水稲、果樹、野菜、豆類		4,922	5	46	—
ツキノワグマ	果樹、トウモロコシ		1,780	24	24	2
カラス類	水稲、果樹、野菜		16,787	22	305	55
スズメ	水稲、雑穀、豆類		3,821	22	—	133
ムクドリ	果樹、豆類		3,036	22	—	78

注) (1)被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

(2)狩猟による捕獲数は、長野地域振興局管内全域の捕獲数

戸隠山鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見一覧

職名（団体名）	氏 名	賛否・意見
長野市長	荻原 健司	賛成
信越自然環境事務所長	酒向 貴子	賛成
北信森林管理署長	木村 敏宏	賛成
戸隠地区 住民自治協議会長	羽場 謙一	賛成
戸隠神社 宮司	水野 邦樹	賛成
戸隠地区 有害鳥獣対策協議会長	和田 正道	賛成
長野森林組合長	和 田 智	賛成
戸隠観光協会長	山口 輝文	賛成
長野地方猟友会 戸隠支部長	蔵之内 次幸	賛成
合計	9名	

